

平成 31 年 3 月 27 日
大臣官房官庁営繕部
整備課

営繕工事において生産性向上技術の更なる活用拡大 ～生産性向上技術の活用方針を改定～

- ・ 2019 年度に発注する営繕工事（設計を含む）において BIM^{※1} の試行を拡大します。
- ・ 情報共有システム・電子小黒板を本格活用します。
- ・ 発注時（入口評価）及び完成時（出口評価）において、施工合理化技術の更なる導入促進を行います。

1 経緯

国土交通省は 2018 年度から建設現場の生産性向上を図る i-Construction を建築分野にも拡大し、営繕工事において施工合理化技術の導入を推進してきました。

2019 年度において更なる生産性向上を図るため、「営繕工事における生産性向上技術の活用方針」を策定しました。この方針は 2019 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する官庁営繕関係の営繕工事に適用します。

また、これらの取組の普及のため、各省各庁、地方公共団体、業界団体等へ情報提供を行います。

2 「営繕工事における生産性向上技術の活用方針」の概要

①BIM の新たな取組

- ・ BIM を用いた基本設計図書の作成及び納品（試行）
- ・ 施工 BIM を改修工事に拡大（試行）

②情報共有システム・電子小黒板の本格活用

- ・ 新たに情報共有システムに必要な機能要件を明確化し、全国で本格活用
- ・ 原則全ての営繕工事で電子小黒板を本格活用

③施工合理化技術の更なる導入促進

- ・ 発注時に施工合理化技術を評価する対象工事を改修 S 型にも拡大
- ・ 発注・完成時における評価・加点の対象となる例示技術の追加

④ICT 建築土工^{※2}の試行継続

※1 BIM: Building Information Modeling

※2 ICT 建築土工: ICT 土工の省力化施工技術を建築工事における根切り・土工事に活用するもの。

【参考】営繕工事における生産性向上技術の活用について

【別添】営繕工事における生産性向上技術の活用方針

－お問い合わせ先－

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室 山田 榮西

代表：03-5253-8111（内線 23512, 23514）ダイヤルイン：03-5253-8238 FAX：03-5253-1544